

新旧対照表

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱（平成5年告示第144号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

u003c/div>

改正後				改正前			
別表（第3条第1項）				別表（第3条第1項）			
補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額	補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額
省略				同左			
給食材料費補助事業	3歳以上児の給食に要する経費	省略	子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年7月31日付けこ成事第365号こども家庭庁長官通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「子ども・子育て支援交付金交付要綱」という。）別紙の表実費徴収に係る補足給付を行う事業の項に定める基準額に準拠し、別に定める額	同左	同左	同左	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「子ども・子育て支援交付金交付要綱」という。）別紙の表実費徴収に係る補足給付を行う事業の項に定める基準額に準拠し、別に定める額
省略				同左			
要支援児保育費補助事業	省略	省略	休日保育において要支援児保育を実施するため	同左	同左	同左	休日保育において要支援児保育を実施した日につき日額20,000円
	休日保育において要支援児保育を実施するために要する経費	休日保育における要支援児保育を実施するために要する経費に					

- 1 -

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前												
<table border="1"><tr><td data-bbox="224 304 407 344"></td><td data-bbox="407 304 631 344"></td><td data-bbox="631 304 860 344">相当する額</td><td data-bbox="860 304 1104 344"></td></tr><tr><td colspan="4" data-bbox="224 344 1104 384">省 略</td></tr></table>			相当する額		省 略				<table border="1"><tr><td data-bbox="1180 304 1364 344"></td><td data-bbox="1364 304 2067 344"></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1180 344 2067 384">同 左</td></tr></table>			同 左	
		相当する額											
省 略													
同 左													
<p>備考</p> <p>1 この表において「勤続経験合算年数」とは、現に勤務する私立保育所等における勤続年数に、<u>施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日付けこ成保39・5文科初第591号子ども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）第4の1の（1）から（6）までに記載された施設での当該職員の過去の経験年数を合算した年数をいう。</u>この場合において、勤続経験合算年数は、当該年度の4月1日現在における勤続経験合算年数とする。</p> <p>2～3 省 略</p> <p>4 この表において「予備保育士」とは、保育士定数を超えて雇用する保育士をいう。ただし、要支援児保育、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び病後児保育事業を実施するために雇用する保育士並びに特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「内閣府告示」という。）第1条第33号に規定する主幹教諭等専任加算及び同条第53号に規定する主任保育士専任加算の要件となる保育士並びに特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（<u>令和5年5月19日付けこ成保38・5文科初第483号子ども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知</u>）（以下「留意事項」という。）別紙2のⅡの1の（2）の（イ）のi及び別紙6のⅡの1の（2）の（イ）のiの対象となる保育士を除く。</p> <p>5～17 省 略</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において「勤続経験合算年数」とは、現に勤務する私立保育所等における勤続年数に、<u>施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて（令和2年7月30日付け府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）第4の1の（1）から（6）までに記載された施設での当該職員の過去の経験年数を合算した年数をいう。</u>この場合において、勤続経験合算年数は、当該年度の4月1日現在における勤続経験合算年数とする。</p> <p>2～3 同 左</p> <p>4 この表において「予備保育士」とは、保育士定数を超えて雇用する保育士をいう。ただし、要支援児保育、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び病後児保育事業を実施するために雇用する保育士並びに特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「内閣府告示」という。）第1条第33号に規定する主幹教諭等専任加算及び同条第53号に規定する主任保育士専任加算の要件となる保育士並びに特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（<u>平成28年8月23日付け府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知</u>）（以下「留意事項」という。）別紙2のⅡの1の（2）の（イ）のi及び別紙6のⅡの1の（2）の（イ）のiの対象となる保育士を除く。</p> <p>5～17 同 左</p>												

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>18 <u>この表において「休日保育」とは、内閣府告示第1条第46号に規定する休日保育をいう。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表要支援児保育費補助事業の項の規定及び同表の備考の18の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	